

## 国民健康保険税について

国民健康保険税（以下、国保税）は、皆さんが病院にかかった時の医療費など、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために充てられる税金です。

### ●納税義務者は世帯主

国保税は世帯主に課税されます。世帯主が国保以外の健康保険である被用者保険（職場の健康保険）や後期高齢者医療保険に加入されている場合でも、世帯員に国保加入者がいる場合は世帯主が擬制の世帯主として納税義務者となります。

### ●国保税の賦課方式と税率

国保税は、次の 3 つの課税区分（医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付分）ごとに計算し、合計額が年税額となります。嘉島町では各課税額を所得割・均等割・平等割の要素から算定を行う 3 方式を採用し、条例にて税額・税率を定めています。

#### 【保険税率】

| 課税区分 \ 賦課方式           | 所得割<br>(課税所得額)※1 | 均等割<br>(1人あたり) | 平等割<br>(1世帯あたり) | 限度額       |
|-----------------------|------------------|----------------|-----------------|-----------|
| 医療給付分<br>(74 歳以下)     | 8.6%             | 27,000 円       | 20,000 円        | 660,000 円 |
| 後期高齢者支援金分<br>(74 歳以下) | 2.7%             | 8,900 円        | 6,600 円         | 260,000 円 |
| 介護納付分<br>(40 歳～64 歳)  | 1.9%             | 12,000 円       | ——              | 170,000 円 |

※1 所得割の算定に用いる課税所得の算出方法は後述を参照ください。

▽年度の途中に資格の取得または喪失をした場合は月割で計算します。

▽転入された人の場合、前年中の所得を調査します。所得判明後に税額が変更になることがあります。

▽介護納付分については、被保険者が 40 歳に到達する月から発生し、翌月に税額変更の通知をします。また、年度途中で 65 歳に到達する場合は、あらかじめ 65 歳になる前月分までを年税額として算出していますので、税額変更の通知はありません。

## ●所得割の算定に用いる課税所得額の算出方法

国保税の所得割額は課税所得額に医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付分の各税率をかけて算出します。課税所得額は「前年中の総所得金額等」から「基礎控除 43 万円」を控除した額のことをさします。

▽総所得金額等とは住民税の課税対象となる所得のことです。

≪ 具体例 ≫

- ・ 給与所得      ・ 雑所得（年金など）      ・ 営業、その他の事業所得      ・ 農業所得
- ・ 不動産所得      ・ 一時所得      ・ 利子所得      ・ 配当所得      ・ 山林所得
- ・ 株式等に係る譲渡所得（源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得のうち、確定申告をしないことを選択したものは除きます）
- ・ 青色事業専従者給与所得      ・ 事業専従者給与所得      等

▽所得割算定での注意点

※退職所得、障害・遺族・老齢福祉年金、雇用保険は課税所得額には含まれません。

※退職所得であっても退職金を年金という形で受け取る場合は雑所得として含みます。

※扶養控除、医療費控除、社会保険料控除など住民税で適用される各種控除は適用されません。

※分離課税の所得は特別控除後の金額です。

※雑損失の繰越控除前の金額です。

### ●低所得世帯に係る軽減

世帯主（擬制世帯主を含む）と国保加入者、特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度の適用により、国保の資格を喪失した方で、その喪失日以後も継続して同一世帯に属している人）の所得の合計（軽減判定所得）が一定の所得以下であった場合、その所得に応じて均等割および平等割に対し 2 割・5 割・7 割の軽減が行われます。

※ただし、算定対象者に「未申告」の人がいる場合は適用されません。

| 前年の総所得金額等の合計                                                                              | 軽減割合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 43 万円 + ( 給与所得者等の人数 - 1 ) × 10 万円 以下の世帯                                                   | 7 割  |
| 43 万円 + ( 被保険者数 + 特定同一世帯所属者 ) × 30.5 万円<br>※擬制世帯主を除く<br>+ 10 万円 × ( 給与所得者等の人数 - 1 ) 以下の世帯 | 5 割  |
| 43 万円 + ( 被保険者数 + 特定同一世帯所属者 ) × 56 万円<br>※擬制世帯主を除く<br>+ 10 万円 × ( 給与所得者等の人数 - 1 ) 以下の世帯   | 2 割  |

「給与所得者等」… 一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方

#### ▽軽減判定所得算定の注意点（所得割算定との違い）

※基礎控除の 43 万円は控除しません。

※65 歳以上の方の公的年金収入に係る雑所得は、15 万円を控除します。

※青色専従者給与、事業専従者控除は、必要経費とみなさないため控除しません。

※分離課税の所得は特別控除前の金額です。

※雑損失の繰越控除後の金額です。

#### ▽軽減判定所得の適用基準

- ・対象年度の 4 月 1 日の世帯状況で判定します。
- ・4 月 2 日以降に新たに国保加入をした世帯は加入時点での世帯状況で判定します。
- ・年度途中での国保加入者の増減は考慮しません。
- ・判定後に世帯主の変更があった場合（世帯主変更・世帯合併・世帯分離）については、その変更時点を基準として再判定します。
- ・世帯全員が資格を喪失後、年度内に再取得した場合は、再取得時点で再判定します。
- ・所得金額の変更や未申告者の申告があった場合は、4 月 1 日に遡って再判定します。

### ●未就学児に係る軽減

国保に加入している未就学児（6 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間にある方）に係る均等割額が 5 割軽減されます。

低所得世帯軽減の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割額が 5 割軽減されます。

### ●特定世帯・特定継続世帯に係る軽減

国保被保険者だった方が後期高齢者医療制度の適用により、その世帯に国保加入者が 1 人だけ残った世帯を「特定世帯」といいます。特定世帯になった月から 5 年を経過する月の属する年度まで、自動的に平等割が 2 分の 1 軽減され算定されます。

また、5 年経過後も特定世帯の状態を継続している世帯については、「特定継続世帯」といい、さらに 3 年を経過する月の属する年度まで、平等割が 4 分の 1 軽減されます。

※特定世帯・特定継続世帯いずれの軽減についても、世帯構成に変更があった場合は、自動的に適用から除外されます。

### ●旧被扶養者に係る軽減 ※申請が必要

被用者保険（職場の健康保険）の被保険者本人が年齢到達により後期高齢者医療制度に加入し、その被扶養者が国保の被保険者になった方を「旧被扶養者」といいます。旧被扶養者になった場合は、世帯の保険税負担が急激に変動することがないように、以下の軽減措置が講じられています。

※ただし、一定の所得以下の世帯に係る軽減により 7 割または 5 割の軽減を受けている世帯の方は対象外です。

| 軽減の対象                   | 軽減期間         | 軽減割合 |
|-------------------------|--------------|------|
| 旧被扶養者に係る所得割             | 当分の間（特例）     | 10 割 |
| 旧被扶養者に係る均等割             | 資格取得月より 2 年間 | 5 割  |
| 旧被扶養者のみで構成されている世帯に係る平等割 | 資格取得月より 2 年間 | 5 割  |

### ●非自発的失業者に係る軽減 ※申請が必要

会社の倒産や解雇等により、自ら望まない形で離職をされた方は非自発的失業者として、前年の給与所得（所得割額の課税所得）を 100 分の 30 としてみなし、国保税を算定する軽減を、離職日の翌日の属する月から翌年度末まで受けることができます。

○軽減を受けるには（１）・（２）の両方を満たしている必要があります。

（１）離職時に 65 歳未満の方

（２）雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者である方で

「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが

11 ・ 12 ・ 21 ・ 22 ・ 23 ・ 31 ・ 32 ・ 33 ・ 34 に該当する方

### ●産前産後期間相当分に係る軽減 ※申請が必要

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係るその年度に納める保険税の所得割額と均等割額について、産前産後期間相当分を減額します。

○申請に必要な書類

（１）出産予定日を確認することができる書類（母子手帳、医療機関が発行した出産予定日の証明書等）

（２）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

（３）単胎妊娠または多胎妊娠の確認することができる書類